

項目	8 盛土規制法の運用に伴う盛土条例の見直しについて
答弁者	くらし・環境部長
質問要旨	<p>熱海市の逢初川の土石流災害を受け、盛土規制法が制定され、昨年5月26日に施行された。</p> <p>従来、盛土等に伴う災害の防止は、各法律により規制されていたが、盛土等の規制が十分でない場合があった。</p> <p>本県では、国に先行して盛土等の規制に関する条例を制定し、県全域で施行した。</p> <p>本県の不適切盛土には、環境基準を超える物質が混入している事例も見られたことから、条例は、災害防止のほか、生活環境の保全の目的も有し、汚染土壌による盛土の禁止を規定し、盛土等を行う事業者が汚染されていないことの確認を義務付けている。</p> <p>この生活環境保全の規定により、宅地や事業用地を造成し、販売する土地開発事業等において、土壌汚染の調査などの費用や手間が増え、事業が滞るなどとして、事業者等から、規制の緩和を求める意見が寄せられ、県では規制の見直しを検討している。</p> <p>一方で、盛土条例の生活環境の規定が、土砂を扱う事業者の土壌汚染に関する意識の変化を促し、県民の生活環境の保全に大きく寄与している。</p> <p>現在、県議会では「盛土等の規制に関する条例等検証特別委員会」で盛土の規制の在り方を検証しており、これにより適正な規制に向けた提言がなされるが、私は、引き続き、生活環境の保全のための規制は必要であると考えている。</p> <p>そこで、県として、生活環境保全の規制をどのように考えているのか、盛土条例の見直しの方向性について伺う。</p>

### ＜答弁内容＞

盛土規制法の運用に伴う盛土条例の見直しについてお答えいたします。

盛土条例は、不適切な盛土による災害の防止と生活環境の保全を目的に制定したものでありますが、令和5年5月に施行された盛土規制法が災害の防止を目的としていることから、重複する災害防止の規制は法により行う方向で検討を進めております。

生活環境保全の規制については、全国的に汚染土壌による盛土や埋立てが問題となっており、本県においても、不適切盛土から環境基準を超える物質が確認されていることから、汚染土壌の流入を防ぐためにも、引き続き、生活環境の保全を図るための規制が必要であると考えております。

一方、県では、これまで土壌分析調査の簡略化などを行ってまいりましたが、関係団体の皆様から、より一層の規制の見直しを求める意見が寄せられております。また、現在、県議会の特別委員会において、条例の課題及び適正な規制の在り方について調査、検証が行われているところであります。

県といたしましては、環境上の規制を維持しつつ、合理化を図る方向で盛土条例の見直しを行ってまいりたいと考えており、今後、関係団体の皆様の御意見や特別委員会の御提言等を踏まえ、見直しの内容を具体化してまいります。

以上であります